

仕 様 書

1 実施に関する基本事項

受注者は、下記の要領により、発注者の指示に従って検体の集配・検査を行い、検査結果を発注者に報告するものとする。

(1) 実施検査について

- ア 発注者が受注者に委託する検査項目等は、別紙のとおりとする。
- イ 発注者は、医師及び臨床検査技師（以下「検査技師」という。）の指示により検査の依頼を行うものとする。
- ウ 受注者は、検査データが、患者の診療及び治療方針の決定に重大な影響を与えることを十分認識し、優秀な検査技術と設備をもって、正確かつ精密な検査データの提供を行うものとする。
- エ 受注者は、各検査を善良なる管理者の下で迅速かつ確実に行うこと。
- オ 受注者は、検査方法、輸送方法及び基準値等に変更がある場合には、事前に発注者の了解を得るとともに、医師、検査技師及び各検査依頼部署へ通知し、周知すること。
- カ 検査の取り扱いについては、個人情報が含まれるため、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、情報セキュリティ対策を十分に行うこと。電子媒体のウイルスチェック等を行うこと。

(2) 検査依頼及び検体の取り扱いについて

- ア 受注者は、検査科で検査依頼と検体を同時に受け取り、確認すること。ただし、生化学検査項目の検査依頼は、電子媒体によるものとする。
- イ 受注者は、検体の不足、溶血及び凝固等（以下「検体の異常」という。）がないかを確認すること。
- ウ 受注者は、検体の異常を発見したときは、直ちに医師及び検査技師に連絡し、その指示に従うこと。
- エ 受注者は、検体の搬出に当たって十分注意し、それぞれの検査項目に最適な状態（「冷蔵」「冷凍」等）で行うこと。
- オ 特殊容器及び特殊検査依頼書は、受注者が準備すること。

(3) 検体の集配について

受注者は、月曜日から土曜日（土曜日以外の「広島市の休日を定める条例」に規定する市の休日を除く。）の毎日11時30分までに検体の集配を行うこと。

(4) 検査報告について

- ア 受注者は、検査結果を依頼単位別（患者別）に報告すること。
- イ 受注者は、薬物血中濃度検査については、集配当日の18時までにその結果を報告すること。（広島市内に検査所を有すること。）
- ウ 受注者は、検体の異常により検査不能となった場合には、その理由を付して直ちに医師又は検査技師に報告し、指示を仰ぐこと。
- エ 受注者は、検査結果の報告に遅延が見込まれる場合は、医師または検査技師にその旨を報告し、了承を得るものとする。ただし、検査結果は検査依頼日から原則1か月以内に完

了すること。また、検査の実施及び検査結果報告に漏れが生じないように、十分チェックすること。

オ 検査結果の報告が1か月以上となる場合は、医師又は検査技師にその旨を報告し、その指示に従うこと。

カ 検査結果の報告（病理組織検査を除く。）については、電子媒体によるものとする。

キ 検査結果に疑義があるときは、受注者は発注者の指示に従い直ちに調査を行い、検体の保管期間内であるときは、必要に応じて再検査を行うこと。

(5) 受付・報告データ一覧表の作成について

ア 受注者は、毎月、受付・報告一覧を発行することとし、当該一覧には、受付年月日、報告年月日、患者氏名、入院外来の別、診療科名、検査項目名、請求金額を記載すること。

イ 受注者は、毎月、受託項目別一覧を発行することとし、当該一覧には、検査項目名、件数、単価、請求金額、保険点数、保険金額を記載すること。

ウ 受注者は、翌月の10日までに検査項目及び件数を取りまとめて、発注者に報告すること。

(6) その他

ア 受注者は、必要に応じて、発注者が委託する検査項目に関する学術的情報、文献等の検査情報及び感染情報の提供を行うこと。

イ 受注者は、時系列的に検査結果を観察している項目の検査方法等を変更する場合は、検査結果の報告について、診療業務に重大な支障をきたすため、既存の検査結果との互換性、移行手順及び対応方法をその検査測定開始前までに提示し、発注者の了承を得ること。

ウ 受注者は、当該業務において、高度な特殊項目のために再委託が必要となった場合は、あらかじめその検査項目、検体の取扱及び検査結果の報告などの運用方法を文書により提示し、発注者の了承を得ること。

2 その他

(1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(2) 当該業務の実施・運用及び関連業務は、広島市関係条例その他関係法規等に基づいて実施するものとする。